

25 日 獣 発 第 18 号

平成 25 年 4 月 12 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 山 根 義 久

(公印及び契印の押印は省略)

### 牛のヨーネ病防疫対策要領の全部改正について

このことについて、平成 25 年 4 月 1 日付け 24 消安第 5999 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別紙のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、今般、家畜伝染病予防法施行規則別表第 1 のヨーネ病の項が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から、新たな確定診断法であるリアルタイム PCR 法による検査が導入されたことに伴い、牛のヨーネ病防疫対策要領の全部を別添のとおり改正したので、了知の上、防疫対応に遺漏のないよう都道府県知事あてに依頼したというものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



24消安第5999号  
平成25年4月1日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



牛のヨーネ病防疫対策要領の全部改正について

標記の件について、別添のとおり都道府県知事宛て通知いたしましたので、  
お知らせいたします。



写

24消安第5999号

平成25年4月1日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

牛のヨーネ病防疫対策要領の全部改正について

牛のヨーネ病については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知）及び牛のヨーネ病防疫対策要領（平成18年11月1日付け18消安第8586号農林水産省消費・安全局長通知）により、予防からまん延防止対策まで総合的な防疫措置を講じてきたところである。

今般、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1ヨーネ病の項が改正され、平成25年4月1日から、新たな確定診断法であるリアルタイムPCR法による検査が導入されたことに伴い、牛のヨーネ病防疫対策要領の全部を別添のとおり改正したので、御了知の上、防疫対応に遺漏のないようお願いする。

## 牛のヨーネ病防疫対策要領

平成25年4月1日24消安第5999号  
農林水産省消費・安全局長通知

### 第1 基本方針

ヨーネ病（以下「本病」という。）は、ヨーネ菌の感染によって起こる慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等を主徴とし、発症までの数か月から数年間は、明確な症状を示さずに持続感染する不顕性感染を特徴とする反すう動物の疾病である。

我が国における本病の防疫対策については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第5条及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知。以下「要綱」という。）に基づき、これまで飼養牛及び導入牛の検査と、当該検査により摘発した患畜の法第17条の規定に基づく殺処分により、早期の清浄化を図ることに重点を置いて実施してきたところである。しかしながら、国内生産牛や羊等における本病の発生が後を絶たず、全国的なまん延が危惧されていることから、本病の防疫対策をより効果的に実施するため、法及び要綱によるものの他に、本病の発生を防止するとともに、発生時の早期発見、まん延防止を図るための総合的な対策として本要領を制定する。

都道府県は、本要領に基づき発生状況等に対応した防疫対策を推進するものとし、牛の所有者（管理者及び飼養者を含む。以下同じ。）に対し、農場における適切な飼養衛生管理方法の助言又は指導を行うとともに、計画的な検査による患畜等の摘発及びとう汰を実施するものとする。

### 第2 定義

本要領において、次の1から8までに掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

- 1 「新規発生確認」とは、3のカテゴリーⅠの農場において、本病の発生が確認されたことをいう。
- 2 「清浄確認」とは、本病の発生が確認されていないこと又は本病の発生が確認された後、第5に規定する措置及び第6に規定する対策が講じられ、患畜及び疑似患畜が確認されなくなったことをいう。
- 3 「カテゴリーⅠの農場」とは、清浄確認が行われており、第3の規定により予防対策が講じられ、かつ、第4の（1）に掲げるサーベイランスで陰性が確認された農場をいう。
- 4 「カテゴリーⅡの農場」とは、本病の発生があり、第5に規定する措置

又は第6に規定する対策を講じている農場をいう。

5 「抗体検査」とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法若しくはエライザ法による検査又はその両方による検査をいう。

6 「遺伝子検査（定性判定）」とは、規則別表第1ヨーネ病の項のリアルタイムPCR法による遺伝子検査のうち、ヨーネ菌遺伝子の有無を確認するための検査をいう。

7 「遺伝子検査（定量判定）」とは、規則別表第1ヨーネ病の項のリアルタイムPCR法による遺伝子検査のうち、糞便抽出液2.5 $\mu$ l中の遺伝子量を基準とした判定（0.001pg/2.5 $\mu$ l以上の検体を陽性とする。）を行う検査をいう。

8 「抗原検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項の分離培養法による細菌検査若しくは遺伝子検査（定性判定）又はその両方による検査をいう。

### 第3 発生予防対策

都道府県及び牛の所有者は、本病の発生を予防するため、次の1から3までの措置を行うものとする。

#### 1 牛の所有者への助言又は指導

都道府県は、獣医師等と連携し、牛の所有者に対し、本病の発生予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、法第12条の3の飼養衛生管理基準並びに2の(1)から(7)まで及び3の(1)から(7)までに掲げる事項を遵守するよう、助言又は指導を行うものとする。

#### 2 適切な飼養衛生管理

牛の所有者は、適切な飼養衛生管理を行うため、次の(1)から(7)までに掲げる事項を行うものとする。

- (1) 子牛は可能な限り早期に成牛（母牛を含む。）群から離して飼養すること。
- (2) 子牛への初乳給与に当たっては、清浄確認が行われており、かつ、第3に掲げる発生予防対策を講じている農場の牛の初乳又は代用初乳を摂取させること。
- (3) 分娩牛房は清潔に保つこと。
- (4) 牛の排せつ物及び排せつ物を含む敷料については、草地等への直接還元は避け、切り返し等を十分に行い、完全に熟成（堆肥化）させること。
- (5) 牛舎内、特に牛床、飼槽及びウォーターカップについては、常に清潔に保つよう、定期的に清掃し、その後、洗浄及び消毒を実施すること。
- (6) 農場入口への消毒薬の散布、牛舎入口での専用作業靴への交換、踏込消毒槽の設置等による入場車両、作業靴の消毒等の必要な措置を講ず

ること。

- (7) 日頃から飼養牛の健康状態を観察し、本病を疑う症状が確認された場合には速やかに獣医師又は都道府県に連絡し、必要な検査を受けること。

### 3 牛の移動の際の証明等

本病の農場への侵入は、ヨーネ菌に感染した牛の導入によるものが多いと考えられることから、牛の所有者は、出荷農場、導入農場双方の協力により次の(1)から(7)までに掲げる措置を確実に講じ、本病の発生予防に努めるものとする。

- (1) 農場への牛の導入に当たっては、出荷農場が第7の証明書によりカテゴリーⅠの証明を受けていることを確認すること。また、カテゴリーⅠの証明を受けていることを確認した農場からの導入牛であっても、導入時には抗体検査、ヨーニン検査又は抗原検査により、陰性を確認するよう努めること。
- (2) やむを得ずカテゴリーⅡの農場から牛を導入する場合にあっては、過去6か月以内に最低3か月の間隔を空けた2回以上の抗原検査により陰性が確認された個体に限ること。併せて、導入後に再度、1回以上の抗原検査を実施し、陰性を確認すること。

なお、出荷月齢等の理由から、最低3か月の間隔を空けた2回以上の抗原検査の実施が困難なものについては、1回の抗原検査により陰性を確認した個体に限り出荷できるものとする。この場合においては、導入農場において導入後に最低3か月の間隔を空けた2回以上の抗原検査により陰性を確認すること。

また、導入農場は、導入牛が出荷の際に受けた検査(結果)回数を第7の証明書により確認した上で、管轄の家畜保健衛生所へ導入後の検査を依頼すること。

- (3) カテゴリーⅠ及びⅡ以外の農場から牛を導入する場合は、第7の証明書により陰性を確認するよう努めること。陰性の確認されていない個体については、導入農場において、抗体検査、ヨーニン検査又は抗原検査により、陰性を確認するよう努めること。
- (4) 牛の出荷農場は、(1)から(3)までの確認が円滑に行われるよう、第7の規定に基づき、必要な証明書の交付を管轄の家畜保健衛生所から受けること。
- (5) 牛を導入した場合には、当該牛について、(1)から(3)までの確認が終了するまでの間、隔離牛舎、空き牛舎等を利用し、他の飼養牛と接触させないよう隔離飼育すること。

ただし、肥育のみを行う農場における牛の導入にあっては、(1)から(3)までの検査及び隔離飼育は必ずしも必要ではない。

(別添)

(6) 家畜共進会等の催物を目的とした、カテゴリーⅡの農場からの牛の一時的な移動に当たっては、当該催物の開催者から出場の許可を得た場合であっても、当該移動牛について少なくとも(2)の規定に準じ、本病の陰性を確認すること。

また、カテゴリーⅡ以外の農場からの牛の移動についても、抗体検査、ヨーニン検査又は抗原検査により、陰性を確認するよう努めること。

(7) カテゴリーⅡの農場からの牛の移動に際しては、隔離・消毒の徹底等、輸送中の他の農場の牛が本病に感染することを防ぐための措置を講ずること。

#### 第4 患畜又は疑似患畜の判定

家畜防疫員は、次の(1)から(4)までの検査を実施し、規則別表第1ヨ一ネ病の項の規定に基づき、本病の患畜又は疑似患畜(以下「患畜等」という。)を判定するものとする。

- (1) 法第5条に基づく検査(サーベイランス)
- (2) 第3の3の(1)から(3)までの規定に基づく検査(以下「移動牛検査」という。)
- (3) 第5の4及び第6に規定された同居牛の検査
- (4) その他病性鑑定等による自主検査

#### 第5 患畜等確認時の防疫措置

都道府県は、獣医師及び患畜等の所有者等と連携し、次の1から6までに掲げる防疫措置を講ずるものとする。

##### 1 患畜等の隔離

本病の患畜等の所有者に対し、法第14条第1項の規定に基づき患畜等を速やかに隔離するよう指示する。

##### 2 殺処分命令

本病の患畜の所有者に対し、法第17条第1項の規定に基づき、患畜が確認された後2週間以内に当該患畜の殺処分を行うよう命ずる。

##### 3 消毒等

患畜等が確認された農場においては、所有者に対し、法第25条第1項の規定に基づき、牛舎等の消毒を行うよう指示するとともに、糞尿(発酵が不十分な堆肥を含む。)の適正な処理について指導する。

##### 4 患畜確認時の検査

患畜が確認された農場においては、直ちに、法第31条又は法第51条に基づき、(1)及び(2)に従い検査を実施する。ただし、第3の3の(1)から(5)までの規定に基づき、検査及び隔離飼育中(直接又は間接的に他の飼養牛との接触のない場合)に患畜が確認された場合にあっては、こ

の限りではない。

(1) 当該農場で飼養されている繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養されている6か月齢以上の全ての牛について、次のいずれかの検査(以下「同居牛検査」と総称する。)を実施すること。ただし、同居牛検査時に水様性下痢、栄養不良、泌乳量の低下等の臨床症状を示す個体については、②の検査を選択するとともに、糞便の細菌検査(直接鏡検)も併せて実施すること。また、検査日前1か月の間に次の①又は②の検査方法で検査を実施している場合は、当該検査を同居牛検査の一部とみなすことができる。

- ① 抗体検査により陽性となった個体について実施する遺伝子検査(定量判定)
- ② 分離培養法による細菌検査若しくは遺伝子検査(定量判定)又はその両方による検査

(2) 当該農場で飼養されている牛のうち、6か月齢未満の牛については、本病の発生状況等を踏まえ、ヨーニン検査等を実施すること。

#### 5 出荷農場に対する措置

移動牛検査で患畜が確認された場合は、検査の結果及び疫学的な関連を考慮し、出荷農場に対し法第51条及び4に基づく検査を行うものとする。

なお、出荷農場が患畜の確認された農場が所在する都道府県以外に所在する場合には、当該都道府県は出荷農場の所在する都道府県に連絡し、連絡を受けた都道府県は出荷農場について必要な検査等を行うものとする。

#### 6 病性鑑定の実施

本病の患畜については、細菌学的検査、病理学的検査等の病性鑑定を実施し、必要に応じて、その検査結果及び病性鑑定材料を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所に送付する。

### 第6 まん延防止対策

都道府県は、獣医師及び患畜の所有者等と連携し、第5に規定する患畜等確認時の防疫措置終了後、次に掲げるまん延防止対策を講ずるものとする。

#### 1 まん延防止のための検査

まん延防止のための検査は、(1)及び(2)に従い実施する。ただし、新規発生確認の際に、水様性下痢、泌乳量の低下、消瘦等の臨床症状を示す患畜が確認された農場又は第5に規定する措置若しくは1から3までの対策を実施している際に患畜が確認された農場等については、(1)の最終検査後2年間、少なくとも年1回同居牛検査を実施する。

(1) 第5の4の(1)に規定する検査の後、まん延防止のため、少なくとも年3回の同居牛検査を実施すること。



(2) 第5の4の(2)に規定する検査を実施すること。

## 2 自主検査の推進

都道府県は、患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、第5の4及び1に規定する検査の他に、自主的な検査を実施するよう、助言又は指導を行うものとする。

## 3 自主とう汰の推進

都道府県は、患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、次の(1)から(3)までのいずれかの項目に該当する牛が確認された場合には速やかに自主的とう汰するよう助言又は指導する。ただし、自主とう汰後も、当該とう汰牛については、分離培養法による細菌検査を継続して行い、ヨーネ菌が分離された場合には、第5に規定された防疫措置を講ずる。

- (1) 高度な汚染が想定される農場で飼養されており、患畜と疫学的に関連が高いもの
- (2) 遺伝子検査(定性判定)の結果、検体中にヨーネ菌遺伝子が確認されたもの(ただし、遺伝子検査(定量判定)の結果、陽性となったものを除く。)
- (3) エライザ法による検査で陽性となったもの

## 第7 検査証明書の交付

都道府県の家畜保健衛生所は、牛の所有者から、当該農場がカテゴリーIであることの証明又はヨーネ病検査において陰性であったことの証明に係る申請があった場合は、必要な事項について確認の上、別記様式例により証明書を交付する。

(別添)

(別記様式例 1)

農場カテゴリー I 証明書交付申請書

平成 年 月 日

〇〇〇〇 殿 ※証明書を発行する者

住所

申請者

氏名

印

農場で飼養している牛を移動させたいので、当該農場が牛のヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知）においてカテゴリー I に分類される農場であることを証明願います。

記

1 農場名 (所有者名)	
2 農場所在地	

(別添)

(別記様式例2)

第〇〇〇〇号

農場カテゴリー I 証明書

〇〇 〇〇 殿

下記の農場は牛のヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知）において、カテゴリー I に分類されることを証明します。

記

1 農場名 (所有者名)	
2 農場所在地	
3 最終検査実施年月日	
4 その他	

平成 年 月 日

〇〇〇〇 印  
※証明書を発行する者

カテゴリー I とは

本病の発生が確認されていない、又は本病の発生が確認されたが本要領第5に規定する措置及び第6に規定する対策を講じ、すべての検査での陰性が確認されたものであって、第3の規定により予防対策を講じており、かつ、第4の1に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。

(別添)

(別記様式例3)

ヨ一ネ病検査証明書交付申請書

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿 ※証明書を発行する者

住所

申請者

氏名

印

飼養している下記の牛を農場から移動させるので、ヨ一ネ病の検査の結果を証明願います。

記

移動先	1 移動予定年月日	
	2 移動先等先 (所在地、農場名等)	
農場名等	1 農場名 (所有者名)	
	2 農場所在地牛	
牛名号等	1 品種	
	2 性別	
	3 名号	
	4 個体識別番号	
	5 生年月日	

(別記様式例4)

第〇〇〇〇号

## ヨ－ネ病検査証明書

〇〇 〇〇 殿 ※証明書を発行する者

下記の牛についてヨ－ネ病の検査の結果を証明します。

記

農場名等	1 農場名(所有者名)			
	2 農場所在地等			
	3 患畜の最終発生日			
	4 農場における最終発生後の検査回数※			
牛名号等	1 品種			
	2 性別			
	3 名号			
	4 個体識別番号			
	5 生年月日			
	1 検査の種類	リアルタイムPCR法	分離培養法	その他
	2 採材日/判定日			
	1回目 2回目 〇〇回目			
3 結果	陰性	陰性	陰性	
導入農場における2回以上の再検査の必要性		必要/不要		